

●香川県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和元年12月13日から令和2年1月10日まで一般の縦覧に供する。

令和元年12月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 粉所西中徳線（167号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原下第2号字 高橋1917番39地先から	前	3.7~12.9	370	道路整備事業による道路 改良
高松市塩江町安原下第2号字 高橋1917番3地先まで	後	8.5~37.5	370	